

令和6年6月20日

第6回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第6回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月20日(木) 午後2時00分から午後2時51分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 欠 員	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

13番 佐藤 孝志 委員

農地利用最適化推進委員

35番 遠藤 康子 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第32号 現況確認証明申請について

第4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画申請
について

第7 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 和子 農地係長 湯田 匡史 農地係 菅野 亮裕

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願いいたします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。なお、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（奥平貢市）会長 これより、令和6年第6回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員18名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員、35番遠藤康子委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、17番松本太委員、2番佐藤勝則委員の

両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第32号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案説明の前に、皆様に配布いたしました「議案正誤表」をご覧ください。議案書18ページ、19ページが欠落していたため、お詫び申し上げます追加配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは事務局よりご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

議案第32号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、

面積 1, 795 平方メートル。非農地の事由については、10 年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 2、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積 1. 06 平方メートル。非農地の事由については、周囲を山林・原野に囲まれた農地であり、申請地は狭小であり農地としての利用が困難であるものであります。

番号 3、農地の所在、[REDACTED] 外 1 筆、登記地目・田、現況地目・田、面積計 2, 249 平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

続いて、議案書 4 ページをご覧ください。

番号 4、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・山林、面積 1, 160 平方メートル。非農地の事由については、10 年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 5、農地の所在、[REDACTED] 外 3 筆、登記地目・畑、現況地目・山林、面積計 3, 697 平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号 6、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・山林、面積 931 平方メートル。非農地の事由については、20 年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号7、農地の所在、[REDACTED]外3筆。登記地目・畑、現況地目・原野・山林、面積計8,263平方メートル、非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号8、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・山林、面積417平方メートル。非農地の事由については、30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

36番（大内信一）委員 36番大内です。議案第32号番号1の調査内容を報告します。6月4日午後1時40分より、農業委員の野地太郎さん、推進委員佐藤孝さん、安齋秀明さん、私と、事務局局長の佐藤さん、宮崎さんの6人で現地調査を行いました。申請地は桑畑の状態で10年以上そのまま放置していたため、また周囲も荒廃化していることから、山林化やむなしと判断いたしました。以上です。

21番（佐藤 孝）委員 21番佐藤です。議案32号の2番について説明をいたします。6月4日午後1時より現地にて農業委員の野地太郎さん、推進委員の安齋秀明さん、大内信一さん、事務局から宮崎さん、佐藤事務局長と現地を確認しました。ここの場所は以前に売買をされておったところで、U字溝

等が入っていましたが、畦畔等で農地が少しだけ残ってしまったという現状で、耕作には向いていないというふうな判断になりましたので、原野ということで確認をしたところであります。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

3 番（大内和長）委員 3 番大内です。議案第 3 2 号の 3 番と 4 番について、調査結果を報告いたします。6 月 4 日午前 9 時 3 0 分から推進委員の武藤健之さん、佐久間栄吉さん、私と、事務局より佐藤局長、筥崎さんの 5 名で現地を確認いたしました。番号 3 につきましては、周辺の水田で作付けがしてあるというふうな状況ですので、この 2 筆については非農地としての判断はできないということになりました。

続きまして 4 番の 1 筆ですが、これについては現地の周辺がすでに山林化しているということで、番号 4 については、これは非農地の判断仕方ないなというふうなことになりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

9 番（佐久間栄吉）委員 9 番佐久間です。議案第 3 2 号 5 番について調査内容を説明します。6 月 4 日午前 1 0 時ごろより、事務局より佐藤局長、筥崎さん、農業委員の大内和長さん、武藤健之さん、私と 5 名で確認しました。これは先程事務局の説明のとおり、長期に管理されないので、申請が原野ということでしたが山林やむなしという判断になりました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

2 6 番（石川重彦）委員 議案第 3 2 号現況確認証明の申請についての、番号 6 と 7 と 8 番の調査内容を報告します。6 月 7 日午前 9 時 3 0 分より、農業

委員武藤栄利さん、同じく農業委員の武藤一夫さん、あと事務局宮崎さんと私
で、4名で調査をしてまいりました。調査の報告といたしましては、全部山林
でありまして、なかなか農地には戻らないのかなというふうに判断しました。
あと、勾配も結構きついのでまた大変だなというふうに判断してまいりました。
全部非農地なのかなというふうに思っております。皆さんの審議よろしくお願
いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（奥平貢市）会長 議案第32号、番号1から番号8について、原案の
とおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第32号、番号1から番号
8については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第33号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 6 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

それでは議案書 6 ページから 8 ページにかけてご覧ください。

番号 1 から番号 7 につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号 8 につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4 番（菅野一紀）委員 4 番菅野です。議案第 33 号番号 1 について調査内容を報告します。6 月 16 日午後 1 時 30 分より推進委員の大石忠雄さんとともに譲渡人の[]さんより聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。譲受人の[]さんは後日電話にて確認を取りました。調査の結果、許可適当と考えます。皆様方の審議よろしく願いいたします。以上です。

23 番（安齋浩一）委員 23 番安齋です。議案第 33 号番号 2 から番号 6

まで関連しておりますので一括で調査内容を報告いたします。6月18日午前9時30分から行政書士の■■■さん、譲渡人の■■■さんに立ち会っていただき、齋藤弘美委員とともに現地調査を行いました。調査の結果、現地は草刈りもされており、農地的には特に問題ありませんでした。なお、譲受人の5名については、今回購入する農地に隣接した場所に自宅や別荘を持っており、農作業の従事日数の達成についても確認しましたところ、全員から達成できますという返答をいただきました。調査の結果、番号2から番号6まで許可できるものと考えます。皆様の審議の程よろしく願いいたします。以上です。

34番（渡邊一正）委員 34番渡邊です。議案第33号7について調査結果を報告します。19日昨日、川口委員と私とあと行政書士とで現場にて申請内容について確認いたしました。なお、譲渡人の■■■さんには自宅で内容を確認し、■■■さんについては電話で確認しました。なお、このあと5条申請に出てくる同じ取引あるんですけども、譲渡人の■■■さんが同じ場所にあるとこに宅地として■■■さんは土地を求めたんですけども、隣地の土地を一緒じゃないと売らないということで、相手側もそれを理解して耕作しますということでこういう取引になりました。皆様の審議よろしく願いします。

11番（菅野秀和）委員 11番菅野です。議案第33号8について調査の報告をします。内容は事務局説明のとおりです。6月16日に譲渡人の■■■さんと連絡を取り、内容に間違いないとのことでした。譲受人の■■■さんとは草刈り作業中にお話をしまして間違いないとのことでした。■■■さんは

地元に住んでいないため、水田を使ってもらいたいとのことでした。なお現地の確認は佐藤委員と2人で行い、問題は無いだらうとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

2番（佐藤勝則）委員 すみません。番号2番から6番について、地番が[REDACTED]から順列になっているんですけど、これはもともとは家庭菜園として提供してた農地だったかどうかだけ確認したいと思います。

言ってる意味が分からないですか。[REDACTED]って土地の大字がかなり大きい面積になっているようなので、これだけ細かくして分筆して売りに出したってことはもともと家庭菜園として利用していた農地かなあと思ったもので確認したいと思ったのですが。

議長（奥平貢市）会長 ただいまの質問に対しまして書類見ますので、暫時その間休議いたしますので、よろしく願いいたします。

（休議）

議長（奥平貢市）会長 それでは事務局まとめましたのでこれより再開いたします。では事務局どうぞ。

事務局 事務局よりご説明いたします。こちらの[REDACTED]についてですが、申請されたときにこちらについては新規就農ということで受付をさせてもらっ

ており、どなたかに貸し出しされるために事前に家庭菜園などやってたのかというところは把握しておりませんでしたのでよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 要は、たまたま[REDACTED]ということだが、別に団
体で使っていたとか、何らかの形で使ってたというものないということで特段
家庭菜園というように使っていたような土地ではないとのこと。

2 番（佐藤勝則）委員 これだけ一部の農地を分筆するということは、元々
はそういう形で貸していたのではないのかなあと思ったものですから。わかり
ました。

議長（奥平貢市）会長 その他質問等ご意見ございますか。ないですか。な
いようですので採決いたします。一部質問がありましたが、採決に入ります。

議案第 33 号、番号 1 から番号 8 について、原案のとおり許可することに賛
成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 33 号、番号 1 から番号
8 については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 5、議案第 34 号「農地法第 4 条第 1
項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 34 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請になります。昭和53年から平成元年にかけて建築した物置が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において、居住者の日常生活上、または業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。昭和59年頃に建築した住宅が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水は汲み取りのため排水はありません。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番菅野です。議案34号番号1について調査内容を報告します。6月16日午後2時より推進委員の大石忠雄さんとともに、申

請人の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。[]さんは息子さんに継承するために調査をしたところ違反転用が見つかりました。現在物置農機具格納庫と現在なくてはならない建物にて、生活しております。また、進入路は生活道として毎日使う道路にて、顛末書も出ておりますので、皆様方の多大な措置をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案第34号番号2について調査内容を報告いたします。6月18日、安齋浩一委員とともに申請人[]さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。

昭和59年ごろから農地を転用しないまま使用していたということで、顛末書が提出されております。検討の結果、現在も住宅として使用しておりますので、今回はやむを得ず許可すると判断しましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第34号、番号1から番号2について、原案のとおり許可することに賛

成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第34号、番号1から番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和6年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第36号番号1と同一事業になります。当初工場を建築する予定でしたが、代表者の死亡により建築が困難となったため、譲受人が土地を譲り受け保養所を建築します。

番号2、施工方法等の変更により工期延長となるため一時転用期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4 番（菅野一紀）委員 4 番菅野です。議案第 3 5 号番号 1 について調査内容を報告します。6 月 1 6 日午後 2 時 3 0 分ごろ推進委員の大石忠雄さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人は[REDACTED]さんについて同一人物です。朝の 8 時ごろ電話にて確認を取りました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。また、この議案は第 3 6 号番号 1 と同じ事業です。皆様の審議よろしく願いいたします。以上です。

1 1 番（菅野秀和）委員 1 1 番菅野です。議案第 3 5 号 2 について調査の報告をします。内容は事務局説明のとおりです。この審議は昨年末にあがったものですが、工事がストップしていたため、工事再開のための変更届になります。貸付人の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんとは電話で話した結果、二度目なので電話で済ませてくださいとのことでした。現地の確認は、佐藤委員と 2 人で行いました。借受人の株式会社[REDACTED]の担当の方は仙台市にあるため、電話連絡でご迷惑をおかけして申し訳ありませんとのことでした。なお、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんからは、これから梅雨に入るので雨水だけには注意してくださいとの要望がありました。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第35号、番号1から番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第35号、番号1から番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第35号番号1と同一事業になります。

従業員の福祉、研修を目的とする保養所建築を申請地に計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるも

のであります。

番号２、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第３種農地と判断されるものであります。

番号３、既存駐車場が手狭となるため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第２種農地と判断されるものであります。

議案書１２ページをご覧ください。

番号４、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第２種農地と判断されるものであります。

番号５、一時転用になります。排水管理設工事を行うため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4 番（菅野一紀）委員 4 番菅野です。議案第 3 6 号番号 1 について調査内容を報告します。6 月 1 6 日午後 2 時 3 0 分ごろ、推進委員の大石忠雄さんとともに現地調査を行いました。譲渡人譲受人ともに[]さんと同一人物です。朝 8 時ごろ電話にて確認を取りました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。また、この案件は議案第 3 5 号番号 1 と同一事業です。皆様の審議よろしく申し上げます。以上です。

1 7 番（松本 太）委員 1 7 番松本です。議案 3 6 号番号 2 について調査内容の報告をいたします。6 月 1 9 日午後 2 時より現地にて株式会社[]の設計管理をしました[]さんから菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。貸付人の[]さん、借受人の[]さん[]さんからは電話にて確認し、申請内容に間違いのないことでした。調査結果、特に問題がないため、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

1 8 番（齋藤弘美）委員 1 8 番齋藤です。議案第 3 6 号番号 3 について調査内容を報告いたします。6 月 1 8 日に譲渡人の[]さんと譲受人の[]さんから内容を聞き取り、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りの農地にも特に影響がないため、許可適当と考えますのでご審議よろしく申し上げます。以上です。

3 4 番（渡邊一正）委員 3 4 番渡邊です。議案第 3 6 号 4 について調査結

果を報告します。譲渡人の[]さんには自宅で、譲受人の[]さんには電話で確認し、内容については事務局説明のとおりです。19日昨日川口委員とともに行政書士立ち合いの下、現地にて確認いたしまして特に問題ないので許可適当と思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

37番（安齋秀明）委員 議案第36号番号5について調査内容を報告します。6月15日午後1時ごろより、農業委員の野地太郎さんと2人で貸付人の[]さん、借受人の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。[]さんは[]さんの孫になります。なお、この件は3月に宅地の転用許可の件と同じ関係で排水設備敷地、排水管を埋設する工事となるために一時転用となっています。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。よろしくをお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第36号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 36 号、番号 1 から番号 5 については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 8、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

本議案中、番号 1 について、[REDACTED] 委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第 37 号、番号 1 を審議することとしますので、[REDACTED] 委員の退席を求めます。

（[REDACTED] 委員 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。

議案第 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 6 年 6 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、6 月 28 日を予定しております。

番号 1 につきましては、3 筆・計 2, 851 平方メートルに利用権の再設定

のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第37号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第37号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第37号、番号1から番号13のうち、番号1を除く12件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。農地流動化の状況について、議案書 19 ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区、24 筆、計 39,770.89 平方メートル。安達地区、3 筆、計 5,090 平方メートル。東和地区、1 筆、計 4,000 平方メートル。合計、28 筆、計 48,860.89 平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書 13 ページの番号 2、議案書 14 ページの番号 5、議案書 16 ページの番号 10 から議案書 17 ページの番号 13 になります。

また、議案書 16 ページの番号 10 から議案書 17 ページの番号 13 については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 13 のうち番号 1 の 1 件を除いた 12 件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第３７号、番号１を除く１２件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第３７号、番号１を除く１２件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和６年第６回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後２時５１分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年6月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員